

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成29年3月14日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社ダイエー 代表取締役 近澤 靖英

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

グルメシティ九条東寺店

京都市南区西九条島町54番地の1

（2）変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時（年間60日は午後10時）	開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後9時15分まで	午前6時45分から午後10時15分まで

(3) 変更年月日

平成29年4月1日

3 届出年月日

平成29年2月28日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成29年3月14日(火)から同年7月14日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成29年7月14日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)